

鹿児島市雇用維持支援金 申請要領

令和2年8月24日

令和2年8月27日 改訂

令和2年12月15日 改訂

令和3年4月1日 改訂

令和3年4月14日 改訂

令和3年6月22日 改訂

令和3年8月1日 改訂

令和3年10月1日 改訂

令和3年11月1日 改訂

令和4年3月14日 改訂

産業局産業振興部雇用推進課

1 雇用維持支援金とは

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた中小企業における従業員の雇用維持を図るための支援金です。

2 支援金額

新型コロナウイルス感染症の影響により、市内の事業所において下記対象期間に実施した休業にかかる雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金を含む。以下同じ）の支給決定額の15%に相当する額

【対象期間】

第1期：令和2年4月1日から9月30日までの期間に実施した休業分（受付終了）

第2期：令和2年10月1日から12月31日まで間に実施した休業分（受付終了）

第3期：令和3年1月1日から3月31日までの期間に実施した休業分（受付終了）

第4期：令和3年4月1日から6月30日までの期間に実施した休業分（受付終了）

第5期：令和3年7月1日から10月31日までの期間に実施した休業分（受付終了）

第6期：令和4年1月1日から3月31日までの期間に実施した休業分

※ 千円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てる。

※ 支援金の算出対象とする雇用調整助成金等の支給決定は、1事業所あたり通算で3判定基礎期間にかかる分を限度とする。

※ 支給総額上限：1申請者あたり1,000万円

3 申請手順



4 申請要件の確認

1 給付対象要件

以下の(1)から(5)の全てを満たすもの。

(1) 鹿児島市内に事業所を有する中小企業事業主であること

＜中小企業事業主の範囲＞

個人事業主、法人、社団、財団で、「資本金の額又は出資の総額」「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たせば、中小企業事業主に該当します。

業種(※)	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業(飲食店を含む)	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

※業種の具体的な内容はP5別表のとおり

(2)市内の事業所において、対象期間中に、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い実施した休業(教育訓練、出向を含む。)に対する雇用調整助成金または緊急雇用安定助成金の支給決定を鹿児島労働局長から受けていること

(3)申請日以降も市内において事業を継続し、雇用を維持する意思があること

(4)破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと

(5)暴力団等に関与していないこと

2 対象業種

全業種

3 申請期間

第6期：令和4年3月14日(月)から令和4年7月31日(日)※消印有効

4 申請方法

原則、郵送による

5 申請書提出先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市雇用推進課 宛

「雇用維持支援金申請書在中」

6 問い合わせ先

雇用維持支援金専用ダイヤル

☎ 099-803-8671 (平日 8:30~17:15)

5 申請書類

すべてA4サイズで提出してください。

- ① 申請書（様式第1）※1、※2
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給決定通知書の写し ※3
- ④ 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書類の写し ※4
 - (1) 支給申請書
 - (2) 休業実績一覧表
 - (3) 助成額算定書（小規模事業主用様式で休業について申請した場合を除く。）
- ⑤ 本人確認書類の写し（個人事業主）※5、登記簿謄本の写し（法人）
- ⑥ 振込先口座が確認できる通帳の写し等 ※6

※1 申請書の記載内容

- ・申請者の住所は、個人の場合は、代表者がお住まいの住所（本人確認書類に記載の住所）、法人の場合は、本店所在地（登記簿謄本に記載の住所）を記入してください。
- ・申請担当者は、書類を作成した社会保険労務士等でも結構です。
また、連絡先は日中必ず連絡が取れる電話番号を記入してください。

※2 鹿児島市を含む複数の市区町村に所在する個々の事業所を一括して雇用調整助成金等の支給決定を受けた場合は、「事業所内訳書」（市のホームページに様式あり）を提出してください。一括であっても、鹿児島市外に所在する事業所が含まれない場合は、提出は不要です。

※3 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給決定通知書の写しがない場合は、鹿児島労働局職業対策課に「雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金支給決定通知書（写）交付願」（市のホームページに様式あり）を提出して、支給決定通知書の写しを入手してください。

切手（定型郵便の場合、25g以内は84円、50g以内は94円）を貼った返信用封筒（宛先記入済みのもの）を同封のうえ、〒892-0847 鹿児島市西千石町1-1 鹿児島労働局職業対策課宛 に交付願をお送りください。

※4 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）支給申請書類の写しがない場合は、「情報提供同意書」（市のホームページに様式あり）を、申請書（様式第1）等にあわせて鹿児島市雇用推進課へ提出してください。

※5 本人確認書類の写し

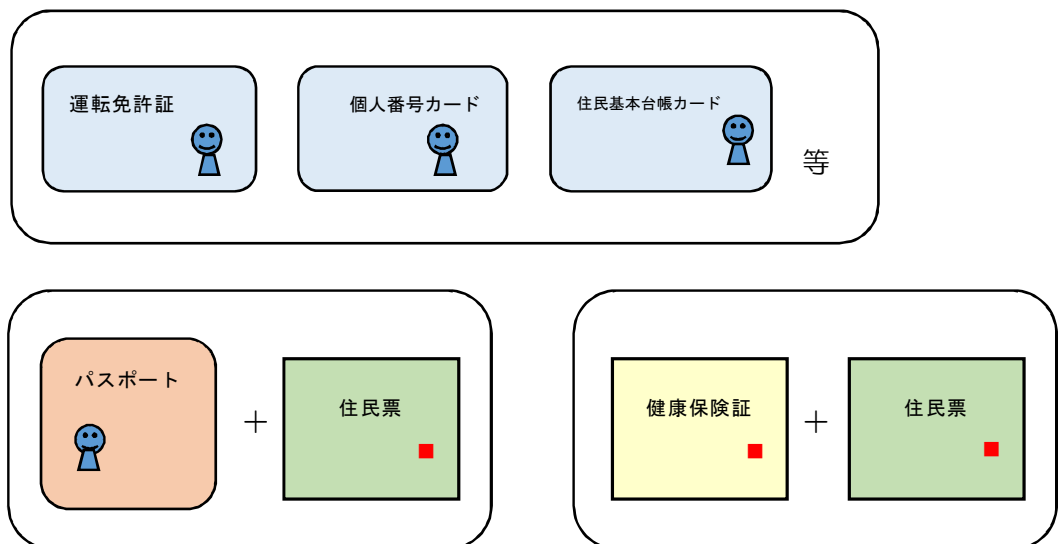
本人確認書類は住所・氏名・顔写真がはっきりと判別できるかたちで提出してください。なお、いずれの場合も申請を行う月において有効なものであり、記載された住所が申請書類に記載する住所と同一のものに限ります。

(例)

- ・個人番号カード（オモテ面のみ）
- ・運転免許証（両面）（返納している場合は、運転経歴証明書で代替可能）
- ・写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）
- ・在留カード、特別永住者証明書、外国人登録証明書（在留の資格が特別永住者のものに限る）（両面）
- ・障害者手帳
- ・敬老パス

なお、住所・氏名・顔写真が記載されたものが準備できない場合は、下記のように2種類の書類にて代替することができます

- ・住民票(※)及び各種健康保険証（両面）の両方
 - ・住民票(※)及びパスポート（顔写真の掲載されているページ）の両方
- (※)…公共料金の請求書や郵便物等でも可



※6 通帳の写しについて

振込先口座の銀行名、支店番号、支店名、口座種別、口座番号、名義人が確認できるページの写しを添付してください。

- ・個人事業主の場合
個人（申請者本人）名義の口座の通帳の写し（屋号名義は不可）
通帳を開いた1・2ページ目 等
- ・法人の場合
法人名義の口座の通帳の写し
通帳を開いた1・2ページ目 等
- ・電子通帳の画面コピー
紙媒体の通帳がない場合、電子通帳等の画面等を印刷したもの等。

⑥ その他

- 1 書類の不備があり、申請者に連絡・確認がとれない期間が続いたとき、または修正依頼への対応がなされないとき（申請受付日から3か月経過した日、または令和4年8月8日（月）のいずれか早い方の期日に到達したとき）は、申請が取り下げられたものとみなします。
- 2 申請要件に該当しない事実や不正等が疑われる場合は、申請者に対し、検査、報告や資料の提出を求めることがあります。
- 3 上記2の結果、申請要件に該当しない事実や不正等が明らかであると判明した場合は、支援金の不交付を決定し、または交付決定を取り消します。既に支援金の交付を受けている申請者は、返還することとなります。

（別表）小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の分類

業種	該当分類項目
小売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類56（各種商品小売業） 中分類57（織物・衣服・身の回り品小売業） 中分類58（飲食料品小売業） 中分類59（機械器具小売業） 中分類60（その他の小売業） 中分類61（無店舗小売業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類76（飲食店） 中分類77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
サービス業	大分類G（情報通信業）のうち 中分類38（放送業） 中分類39（情報サービス業） 小分類411（映像情報制作・配給業） 小分類412（音声情報制作業） 小分類415（広告制作業） 小分類416（映像・音声・文字情報制作に付帯するサービス業） 大分類K（不動産業、物品賃貸業）のうち 小分類693（駐車場業） 中分類70（物品賃貸業） 大分類L（学術研究、専門・技術サービス業） 大分類M（宿泊業、飲食サービス業）のうち 中分類75（宿泊業） 大分類N（生活関連サービス業、娯楽業） ただし、小分類791（旅行業）は除く

	大分類O（教育、学習支援業）（中分類81，82） 大分類P（医療、福祉）（中分類83～85） 大分類Q（複合サービス事業）（中分類86，87） 大分類R（サービス業〈他に分類されないもの〉）（中分類88～96）
卸売業	大分類I（卸売業、小売業）のうち 中分類50（各種商品卸売業） 中分類51（繊維・衣服等卸売業） 中分類52（飲食料品卸売業） 中分類53（建築材料、鉱物・金属材料等卸売業） 中分類54（機械器具卸売業） 中分類55（その他の卸売業）
製造業その他	上記以外のすべて